

補足事項

No	項目	
1	仕様書 2. (3)	<p>「一社あたりの企画提案数に制限は設けない」について</p> <p>A：区分1) の企画を1パターンのみ提案頂くことも可能ですし、 B：区分1) の企画を3パターン提案して頂くことも可能ですし、 C：区分1) の企画を1パターンと、区分2) の企画を1パターン企画して頂くことも可能です。</p> <p>ただし、それぞれの企画は分離された個別の案件として企画書・見積書を分けてご提案ください。Bの場合は企画書と見積書がそれぞれ3つ、Cの場合は区分1) と区分2) でそれぞれ独立した企画書と見積書を、ご提出いただく必要があります。</p> <p>※例外として、2-1) と2-2) だけは、組み合わせ可能なので、企画書と見積書はまとめて1つで問題ありません。</p>

質問事項

No	質問事項	回答